

MMT KAWAII INC.

第28期

報告書

平成27年5月1日から平成28年4月30日まで

 株式会社マツモト

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素、格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第28期(平成27年5月1日から平成28年4月30日まで)の報告書をご送付申し上げますので、何卒ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

平成28年7月

代表取締役社長 松本 敬三郎

事業報告

(平成27年5月1日から
平成28年4月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、金融緩和政策やそれに伴う円安等の効果により企業収益が改善し、景気は回復基調にありましたが、一方で年金などの社会保障への将来不安から個人消費は弱く停滞感の出ている面も見られました。

また、印刷業界におきましては、その力強さを欠く個人消費を背景に各業界の広告宣伝費が抑制され、印刷市場は縮小傾向にあるとともに、紙印刷物が電子媒体にシフトするといった構造的な問題も顕在化してまいりました。

このような状況におきまして、当期の業績は以下のとおりとなりました。売上高につきましては、前期2,736百万円に対し、0.4%増の2,747百万円となりましたが、損益につきましては、機械設備等の減価償却費の増加、短納期対応のため労務費の増加、および一部材料の値上げによる材料費の増加等により、製造費用が増加し、損失を計上するに至り、営業損失61百万円（前期は5百万円の利益計上）、経常損失50百万円（前期は16百万円の利益計上）となり、当期は前期のような固定資産売却による特別利益がありませんでしたので、当期純損失58百万円（前期は42百万円の利益計上）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

(学校アルバム部門)

学校アルバム部門につきましては、依然として少子化は続いておりますが、新規開拓や既存顧客からの発注量の増加により、売上高は、前期比0.6%増の2,092百万円となりました。

(一般商業印刷部門)

一般商業印刷部門につきましては、ネット広告の拡大などペーパーレス化が進展し、印刷需要は減退を続けており、売上高は、前期比0.2%減の655百万円となりました。なお、この売上高はインターネット関連事業も含んでおります。

(2) 資金調達の状況

当期において必要な資金は、すべて自己資金より充たいたしました。

(3) 設備投資の状況

当期は、コンピュータシステム等 77 百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産および損益状況の推移

区 分	第25期 (平成24年度)	第26期 (平成25年度)	第27期 (平成26年度)	(当期) 第28期 (平成27年度)
売上高(百万円)	2,752	2,796	2,736	2,747
経常利益(百万円)	60	72	16	△50
当期純利益(百万円)	41	71	42	△58
1株当たりの 当期純利益	10円89銭	19円05銭	11円38銭	△15円45銭
総資産(百万円)	4,503	4,629	4,625	4,604
純資産(百万円)	3,575	3,606	3,675	3,554

(注) 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気の先行きは不透明で事業展開における厳しい状況に変化はないと予想されますが、当社の課題は業績の回復であります。そのため、さらなる営業の強化により販売の推進をはかり売上増大に取り組むとともに、生産性の向上によるトータルコストダウンを目指し諸施策を講じてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社は、印刷物の製造販売を主たる事業としており、その製品は次のとおりであります。

学校アルバム

幼・小・中・高・専・大学ならびに各種学校等向け
卒業アルバム、記念アルバム、記念誌等他

一般商業印刷

ポスター、カタログ、パンフレット、ダイレクトメール、
カレンダー他

インターネット関連事業

デジタル写真アルバム（Kぴい・メモリオ）
自費出版（ホンニナル出版）
印刷通信販売（プリエイト）
写真プリント販売（ギガフォトレッジ）

(7) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況

①営業所および工場

本社 北九州市門司区社ノ木一丁目2番1号

名 称	所 在 地
営業所	
東京営業所	東京都新宿区
名古屋営業所	名古屋市中区
福岡営業所	福岡市博多区
デザインセンター	北九州市門司区
工 場	
松原工場（印刷・製本）	北九州市門司区
猿喰工場（製版・印刷）	北九州市門司区
社ノ木工場 （製本・オンディマンド印刷）	北九州市門司区

②従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222名	3名	39.1才	15.6年

(注)上記従業員の外に、期中平均114名のパートタイマーがおります。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,889,000 株
 (2) 発行済株式の総数 3,813,000 株
 (うち自己株式 36,626 株)
 (3) 株主数 627 名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
松 本 政 敬	528,000	13.98
松 本 敬 三 郎	447,000	11.84
松 本 久 美 子	162,000	4.29
株 式 会 社 大 分 銀 行	144,000	3.81
梅 津 武	142,000	3.76
株 式 会 社 コ ム テ ッ ク ス	139,000	3.68
松 本 敬 孝	114,000	3.02
山 下 敬 弘	107,000	2.83
マ ッ モ ト 社 員 持 株 会	100,593	2.66
株 式 会 社 福 岡 銀 行	95,000	2.52

(注) 持株比率は、自己株式 (36,626 株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	松本 政敬	
代表取締役社長	松本敬三郎	
常 務 取 締 役	松本 大輝	営業本部長
取 締 役	梅津 武	総務部長
取 締 役	杉本 佳彦	公認会計士
常 勤 監 査 役	富樫 督司	
監 査 役	安井 玄治	株式会社安井組会長
監 査 役	原永 茂	税理士
監 査 役	赤松 弘美	税理士

- (注) 1. 取締役杉本佳彦氏は、社外取締役であり、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 2. 監査役安井玄治氏、原永茂氏および赤松弘美氏は、社外監査役であり、監査役原永茂氏および赤松弘美氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 当社と株式会社安井組とは建築工事等の取引があります。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

平成 27 年 7 月 29 日開催の第 27 回定時株主総会において、杉本佳彦氏が取締役に、安井玄治氏および赤松弘美氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役	5 名	85,185 千円
監査役	4 名	10,400 千円
計 (うち社外役員)	9 名 (4 名)	95,585 千円 (3,915 千円)

(注) 上記の報酬等の総額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した 9,785 千円を含んでおり、このうち 8,985 千円が取締役分であり、800 千円が監査役分であります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	杉本 佳彦	同氏は当期に開催された取締役会に概ね出席し、主に公認会計士として財務・会計ならびに経営管理に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
監査役	安井 玄治	同氏は当期に開催された取締役会および監査役会に概ね出席し、長年にわたる経営者としての高い見識と豊富な経験から意見を述べ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。
監査役	原永 茂	同氏は当期に開催された取締役会および監査役会に概ね出席し、主に税理士として財務・会計ならびに法令遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。

監査役	赤松 弘美	同氏は当期に開催された取締役会および監査役会に概ね出席し、主に税理士として財務・会計ならびに法令遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。
-----	-------	---

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分にかかる事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

①処分の対象

- ・新日本有限責任監査法人

②処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③処分の理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社長がコンプライアンス責任者となりコンプライアンス行動指針を定めるとともに、取締役および使用人に周知を徹底する。
- ② 取締役および使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的実施することにより、コンプライアンス意識を高める。
- ③ 使用人は、職場内や業務において法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。その報告は総務部を窓口とし、通報者に不利益を及ぼさないようにするとともに、社長まで届くようにする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき取締役会議事録等を書面または電磁的記録により、適切かつ確実に保存・管理する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程を定め危機発生 of 未然防止、発生した危機の早期解決および損害の極小化ならびに危機の再発防止をはかる。
 - ② 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これには取締役全員が参加し、事業および業務に係るリスクを把握し管理する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定する。
- (5) 当該株式会社の業務の適正を確保するための体制
- 前記「(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を適用すること等により、業務の適正を確保する体制を確立する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、現組織においては経営管理部ないしは総務部からその人員を配置することとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 前号において配置された使用人は、監査役会において人事考課を行うこととし、監査役の職務を補助するにあたっては、監査役の指揮命令のみに従うこととする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。
 - ② 監査役が監査に必要な情報を適確かつ迅速に入手できるように社内各部署から資料の提出および情報の

提供が速やかにできる体制を整備する。

- ③ 当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
 - ② 監査役は内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行する。
 - ③ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携をはかることのできる環境を整備する。
 - ④ 当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

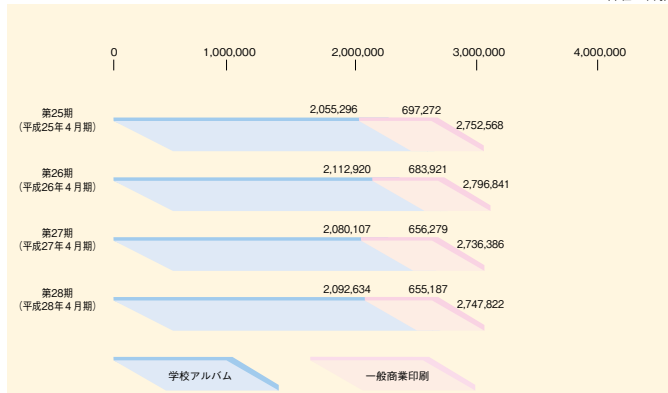
6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況につきまして、定期的に点検を行い、結果を取締役会および監査役会に報告するとともに、必要に応じて見直しを行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入して表示しております。

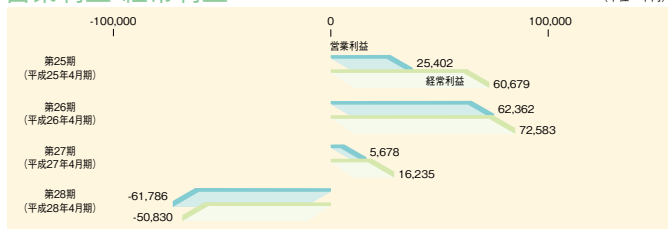
売上高構成

(単位：千円)



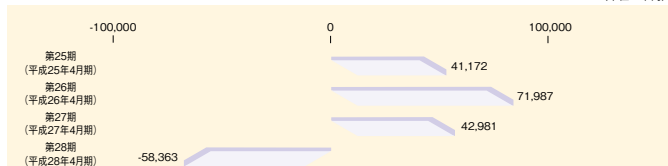
営業利益・経常利益

(単位：千円)



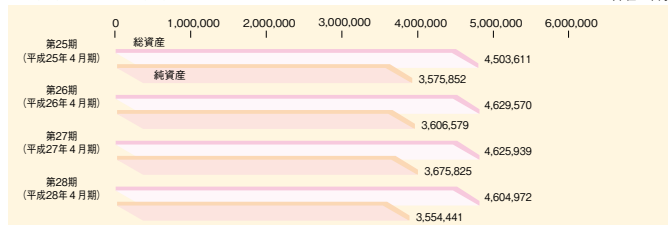
当期純利益

(単位：千円)



総資産・純資産

(単位：千円)



貸借対照表

(平成28年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,210,669	流 動 負 債	682,720
現金及び預金	1,738,271	買掛金	314,358
受取手形	19,761	未払金	92,779
売掛金	356,478	未払費用	44,776
商品及び製品	3,977	未払法人税等	8,110
仕掛品	63,915	未払消費税等	102,067
原材料及び貯蔵品	25,099	賞与引当金	80,000
前払費用	8,682	その他の流動負債	40,627
その他の流動資産	1,583		
貸倒引当金	△ 7,100	固 定 負 債	367,810
固 定 資 産	2,394,302	退職給付引当金	130,697
有形固定資産	1,907,457	役員退職慰労引当金	215,401
建物	288,593	資産除去債務	20,314
構築物	256	繰延税金負債	1,396
機械及び装置	669,777		
車両及び運搬具	1,215	負 債 合 計	1,050,530
工具器具及び備品	12,185		
土地	929,190	株 主 資 本	3,517,094
建設仮勘定	6,239	資本金	929,890
無形固定資産	87,614	資本剰余金	1,691,419
ソフトウェア	82,260	資本準備金	1,691,419
電話加入権	2,453	利 益 剰 余 金	912,482
施設利用権	2,900	利益準備金	77,000
投資その他の資産	399,231	その他利益剰余金	835,482
投資有価証券	218,480	別途積立金	800,000
破産債権及び更生債権等	13,657	繰越利益剰余金	35,482
敷金	77,058	自 己 株 式	△ 16,697
保証金	174	評 価 ・ 換 算 差 額 等	37,346
保険積立金	105,460	その他有価証券評価差額金	37,346
貸倒引当金	△ 15,600		
		純 資 産 合 計	3,554,441
資 産 合 計	4,604,972	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,604,972

損 益 計 算 書

(平成27年5月1日から
平成28年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,747,822
売 上 原 価	2,266,057
売 上 総 利 益	481,764
販売費及び一般管理費	543,550
営 業 損 失	61,786
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,164
受 取 配 当 金	5,331
雑 収 入	4,459
経 常 損 失	50,830
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,426
税 引 前 当 期 純 損 失	53,256
法人税、住民税及び事業税	5,557
法人税等調整額	△ 450
当 期 純 損 失	58,363

株主資本等変動計算書

(平成27年5月1日から
平成28年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自 株 己 式	株 資 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金					利 益 剰 余 金 合 計
					別 積	途 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	929,890	1,691,419	1,691,419	77,000	800,000	131,622	1,008,622	△16,337	3,613,594	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△37,776	△37,776		△37,776	
自己株式の取得								△360	△360	
当期純損失(△)						△58,363	△58,363		△58,363	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△96,139	△96,139	△360	△96,499	
当期末残高	929,890	1,691,419	1,691,419	77,000	800,000	35,482	912,482	△16,697	3,517,094	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	62,230	62,230	3,675,825
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△37,776
自己株式の取得			△360
当期純損失(△)			△58,363
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△24,883	△24,883	△24,883
事業年度中の変動額合計	△24,883	△24,883	△121,383
当期末残高	37,346	37,346	3,554,441

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品… 総平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品… 総平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法。少額減価償却資産(取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産)については、3年間で均等償却。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：18年～45年、機械及び装置：10年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

- (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日。)を適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備並びに構築物に係る減価償却方法について定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響額はありません。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,036,182 千円

2. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産

建物	182,226 千円
土地	339,376 千円
合計	<u>521,602 千円</u>

III 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数	摘 要
発行済株式 普通株式	3,813,000株	一株	一株	3,813,000株	—
合 計	3,813,000株	一株	一株	3,813,000株	—
自己株式 普通株式	35,382株	1,244株	一株	36,626株	—
合 計	35,382株	1,244株	一株	36,626株	—

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求による買受によるものであります。

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額
		普通株式	37,776千円
平成27年7月29日 定時株主総会	基準日	効力発生日	
	平成27年 4月30日	平成27年 7月30日	

3. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額
		普通株式	利益剰余金
平成28年7月27日 定時株主総会	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
	10円	平成28年 4月30日	平成28年 7月28日

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。余裕資金の運用は、定期預金を中心とした安全で流動性の高い金融資産にて行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごと時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2. 参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	1,738,271	1,738,271	—
(2)売掛金	356,478		
貸倒引当金(※1)	△6,958		
差 引	349,520	349,520	—
(3)投資有価証券	216,480	216,480	—
資 産 計	2,304,271	2,304,271	—
(1)買掛金	314,358	314,358	—
(2)未払法人税等	8,110	8,110	—
負 債 計	322,468	322,468	—

(※1) 売掛金に対する貸倒引当金であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産	算 定 方 法
(1)現金及び預金	短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
(2)売掛金	
(3)投資有価証券	株式等は取引所の価格を時価としております。
負 債	算 定 方 法
(1)買掛金	短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
(2)未払法人税等	

(注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

VI 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、北九州市内において、事業の用に供していない不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
396,416千円	456,643千円

(注) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他重要性が乏しい物件については主として公示価額及び路線価に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等否認	1,987 千円
賞与引当金等損金算入否認	28,075 千円
投資有価証券評価損否認	45,731 千円
退職給付引当金損金算入否認	39,759 千円
役員退職慰労引当金損金算入否認	65,503 千円
会員権評価損否認	121 千円
保険積立金評価損否認	16,723 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	6,952 千円
資産除去債務等	7,224 千円
繰延税金資産小計	212,080 千円
評価性引当額	△ 212,080 千円
繰延税金資産合計	- 千円
繰延税金負債	
資産除去債務等	△ 1,094 千円
その他有価証券評価差額金	△ 301 千円
繰延税金負債合計	△ 1,396 千円
繰延税金負債の純額	△ 1,396 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.8% から平成 28 年 5 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 5 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.65% に、平成 30 年 5 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.41% となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

VIII 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合		関連当事者との関係
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)安井組	(被所有) 直接0.2%		建築工事等の取引
	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	建築工事等の取引	734	未払金	-

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合		関連当事者との関係
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	エフアンドエス(株)	(被所有) 直接0.0%		学校アルバム等の販売の仲介
	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	学校アルバム等の販売の仲介	7,202	売掛金	4

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 建築工事等の取引については、市場実勢を勘案し、当社が価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。
2. 学校アルバム等の販売の仲介の取引については、市場実勢を勘案し、他社取引実績と比較考量、価格交渉の上、決定しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

941円23銭

2. 1株当たり当期純利益

△ 15円45銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

TOPICS

トピックス



ギガフォト
始めて
みませんか？

おっ！
これは
いいですね！

GIGA
PHOTOORAGE

インターネット写真展示販売

ギガフォトレージ

写真ビジネスの新しいカタチへ

- 導入コスト無料
- 確実な販売収入
- 受注管理が不要

ギガフォトに関するお問い合わせは各担当営業までお願いいたします。

■株主メモ

事業年度	5月1日～翌年4月30日
期末配当金受領株主 確定日	4月30日
中間配当金受領株主 確定日	10月31日
定時株主総会	毎年7月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL http://www.matsumoto-inc.co.jp/ (ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。



株式会社マツモト

本 社 ・ 〒800-8555 北九州市門司区社ノ木1-2-1
TEL.093-371-0298 FAX.093-391-6530

松 原 工 場 ・ 〒800-0064 北九州市門司区松原1-7-25
TEL.093-372-1331 FAX.093-372-1122

猿 喰 工 場 ・ 〒800-0102 北九州市門司区猿喰949-1
TEL.093-481-3371 FAX.093-481-5671

東 京 営 業 所 ・ 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-9 ステラ新宿3F
TEL.03-6273-1528 FAX.03-6273-2120

名 古 屋 営 業 所 ・ 〒460-0008 名古屋市中区栄5-28-12 名古屋若宮ビル6F
TEL.052-857-0397 FAX.052-265-0807

福 岡 営 業 所 ・ 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4-10-13 奥村第3ビル4F
TEL.092-400-6300 FAX.092-452-3766

<http://www.matsumoto-inc.co.jp/>

MATSUMOTO INC.